



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 区内飲食店を支援します

申請方法など、詳細はお問い合わせください。

飲食店業態転換支援金

区産業経済・消費生活課中小企業振興係
(☎3711-1134、☎3711-1132)

新たに、テイクアウト・宅配・移動販売を始めるにあたり、都が実施する業態転換支援事業の助成金を受ける飲食店に、10万円の支援金を給付します。

飲食店向け専門家派遣事業

区産業経済・消費生活課経済・融資係
(☎5722-9879、☎5722-9169)

目黒区商工相談所で経営相談(予約制)を受け、派遣が効果的と認められた区内飲食店に中小企業診断士を派遣し、相談・助言を行います。

受付期限 2/26(金)

対象 区内に主たる事業所または住所を有し、区内飲食店を営む中小企業の事業者(ほかにも要件あり)

親族後見人サポートをご活用ください

区権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、☎5768-3965)

成年後見に関する一般相談や弁護士などによる専門相談(予約制)、家庭裁判所の動向等の情報提供を行い、親族後見人をサポートします。詳細は、お問い合わせください。

成年後見制度申立費用の助成

家庭裁判所に、成年後見制度の利用が必要な親族の後見開始の審判請求などを行うかたで、所得や資産が少なく申立費用を負担することができない場合、費用を助成します。申し立て前にご相談ください。

- 内容 ● 申し立て・登記・診断書作成などの手数料
● 鑑定費用(家庭裁判所から通知があった場合のみ)



大人の学び講座、新たな発見 めぐろシティカレッジ

区めぐろシティカレッジ振興会事務局

(生涯学習課生涯学習係内、☎5722-9316、☎3715-3099)

めぐろシティカレッジは、区民の生活や文化に役立つことを目的とした生涯学習の講座です。内容が異なる前期と後期の2期制で実施し、専門の講師による、質の高い講義を行います。講座内容など詳細は、募集要項(総合庁舎本館5階生涯学習課、住区センター〈鷹番、三田分室を除く〉、社会教育館などで配布)または同事務局ホームページ(下コード)をご覧ください。

日程 前期=4~7月、後期=9月~4年1月の原則毎月2回土曜日(各全7回)

時間 14:00~16:00

会場 都立桜修館中等教育学校(八雲1-1-2)ほか

定員 各40人(抽選)

受講料 前期=1講座10,000円、後期=1講座10,000円

講座名	内容
目黒学パート27	目黒に関連する史料を読み解き、現在の目黒の姿と過去の資料を結びつけ実像を探る
シンボル・しるし・紋様の世界を探る	さまざまなシンボルから、歴史や文化的特徴を学び、アイデンティティー(同一性)を支えてきた奥深い世界を探る
言葉って、楽しい、そして深く、重い	言語学、民俗学、歴史学などの学問的知見を背景に、言葉のもつ楽しさ、深さ、重みにアプローチする
見て回る~江戸・東京	江戸時代以降の歴史・地理的な事象と背景を学び、現地のフィールドワークにより学習を深める

申し込み方法

ハガキ・FAX・Eメールに、前期と後期の希望講座名(前期または後期のみの場合はその旨)、住所、氏名(ふりがな)、電話、Eメールアドレスを書いて、3/1(消印有効)までに、めぐろシティカレッジ振興会事務局(〒153-8573目黒区役所生涯学習課内〈住所不要〉、☎3715-3099、✉kyoiku61@city.meguro.tokyo.jp)へ。同事務局ホームページ(右コード)から申し込み可



青少年社会貢献表彰

区生涯学習課青少年プラザ(☎5721-8575、☎3715-3099)

青少年の日頃の社会貢献をたたえ、健全育成への一層の理解と推進を図ることを目的とし、次の5団体・7人を表彰しました。今年度は感染症対策のため、表彰式は中止としました。

表彰者・社会貢献内容

団体	公共・地域貢献
目黒中央中学校生徒会役員会	ティーンズ・フェスタ・イン・めぐろで、地域防災をテーマとした企画・運営を継続して行い、来場者の防災意識向上に努めた
第一中学校美術部	毎年こまばのまつりやかかしコンクールに積極的に参加し、まつりのブースのボランティア活動、かかしの出品で地域活動に参加・活躍している
第九中学校	長年にわたり、学校全体で地域行事へのボランティア参加を呼び掛け、企画・運営・後片付けに積極的に参加し、地域活性化に努めた
サタデースクール油面チアリーディング部	長年にわたり、子どもの居場所づくりのため地域で活動し、子どもの成長の向上に努めるとともに、住区まつりに参加・活躍している
社会福祉	
目黒学院高等学校吹奏楽部	下目黒福祉工房が実施するあすなろ祭りに継続して参加し、盛り上げている
個人	緊急時貢献
中里虎太亮	自宅近くで自転車かごが燃えていることを発見し、迅速な通報・初期消火活動を行い、学校・地域全体の防災意識を高めた
安全・安心貢献	
PINEDA SEBASTIEN(ピネダ セバスチエン)	消防少年団入団以来、総合防災訓練などを通じて、防災技術と知識の取得に努め、安全で安心な地域づくりに努めた
鈴木風雅	
池田周典	交通少年団入団以来、交通ルールとマナーの知識を取得し、交通事故防止活動を通じて、安全で安心な地域づくりに努めた
伊藤雅浩	
青少年指導	
白石未羽	空手の技術指導を通じて子どもたちの指導育成に当たるとともに、子どもたちの成長のため指導者としての役割を担った
関口心拳	住区や子ども会連合会の行事などに参加・協力し、リーダーとして企画・運営に携わるとともに、行事で年少の子の世話をし、手本となる活動をした

重度の障害などのため、投票所へ行けないかたへ 郵便等投票をご利用ください

区選挙管理委員会事務局(☎5722-9299、☎5722-9334)

重度の障害などのため、投票所に行くことができない場合、自宅等で投票用紙に記載して、郵便等で投票することができます。

あらかじめ届け出をした代理記載人(選挙権を有する人)に、投票に関する記載をしてもらうことができる制度もあります。

いずれも要件(下表)があり、郵便等投票証明書の交付の事前手続きが必要です。詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。



●郵便などによる不在者投票

次のいずれかに該当し、自分で投票の記載ができるかた

手帳・被保険者証の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	
	要介護5	

●代理記載人による投票

上表に該当し、次のいずれかの障害があるかた

手帳の種類	障害の種類	等級
身体障害者手帳	上肢・視覚の障害	1級
戦傷病者手帳		特別項症~第2項症

郵便等投票証明書交付の申請方法

選挙管理委員会事務局に、障害を示す手帳(原本)などを提示し、申請書を提出してください(代理人可)。交付に日数を要するため、早めに手続きしてください。申請書が必要なかたはご連絡ください(ホームページ〈右上コード〉から印刷可)